

秋田県条例第六十二号

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例及び市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

(秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百八号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項イ中「第十八条第二十三項」を「第十八条第三十七項」に、「同条第十七項」を「同条第二十一項」に改め、同表三の項中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同表四の項中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同表五十五の項及び五十七の項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改める。

(市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正)

第二条 市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第八十五第二十六号(二)中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和六年法律第五十三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。